

Title	清太宗時代刑政考
Author	鶴淵, 一
Citation	人文研究. 2 卷 11 号, p.895-926.
Issue Date	1951
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大學法文學部
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

清太宗時代刑政考

鴛淵

一

先に余は、羽田博士頌壽記念東洋史論叢に「清太祖時代刑政考」なる一篇を載せて、清初太祖時代に行はれた犯罪と處刑の一端を述べ、以て其の時代の社會情勢と爲政者の治政策が如何であり、延いて清初滿洲族の國家觀念が如何であつたかを想察するの資を提供した。周知の如く太祖時代は清朝創起の時で、蘇子河畔より興つて遼東に進出したもの、庶事漸く其の緒に就いたばかりで未だ完全なる形態様式を整ふるに至らなかつた。遽に膨脹し伸展して來た時のこととて、庶事雜然たる有様であつたが、唯太祖の英明によつて其間軍事其の他に於て稍統一的方向に向ひつあつたと言ひ得るのである。然るに第二代の太宗時代は、政治的に更に發展して遼東より遼西・蒙古の一部を平定し、滿洲族の外に蒙漢二民族を統合する事漸く多く、國家の諸制度組織も次第に擴張整頓し、社會情勢も著しく變轉し、文運の進歩も著しく、萬般に亘つて一般と發展するに至つた。かくしてこの狀態が基礎となつて更に次代の發展が齋される事になるのであり、言はばこの時期は創業の大成期であり、搖ぎなき清朝三百年の土臺が作られた時であつた。從つて當面の問題たる刑政に於ても、太祖時代は極めて不整備であり素撲的であつたと思はれるが、それだけに滿洲的の色彩が強く特殊の形態が存した。然るに太宗時代は之に比して餘程異つた様相を示すに至つたやうに思はれる。乃ち從來の滿洲的色彩も次第に失はれて、滿蒙漢三族に一樣に適用される言はば一般的の刑の施行が見られ、又太祖時代の不文律的・慣

習的條例も次第に成文化される傾向あり、支那風の六部の創設により刑部を通しての刑政も一段と整備されるに至つた。従つて之を通して窺はれる満洲族の國家觀念も、前代とは相當異なるものありと言へるのでないかと思はれ、かくしてこれが基礎となつて、世祖以後の刑政が定るに至るのであると考へる。然る時この太宗時代の刑政は、他の諸制と同様に或意味からすれば、太祖期と世祖以後の時とを繋ぐ所の過渡期的紐帶たる特質を有するものと言つてよく、純滿洲的の舊風より脱し、特殊的狀態より變じて、一般化・普遍化しつつあつたと考へられる。要するに太宗時代の刑政は、清朝入關前に於る後期の發展段階を示すものであり、清朝の刑政の變遷を知るに當つて、必ず究めねばならぬ事の一と考へるのである。かかる意味に於て、太宗時代の刑政は大なる研究的價値ありと思ふのであつて、余がこの事項を取り上げて茲に述んとする所以も、右の理由に外ならない。よつて次に、太宗の刑政に對する方針、法令條例の成文化の傾向、其の總括的特徴を先づ述べ、次に處刑の實際に就て記し、以て此の時代の刑政を概観する事にしたい。

二

太祖が信賞必罰であつたのは隠れもない事實であるが、彼に嗣いだ太宗も亦同様であつた。それは一國の君主として當然の事であるが、殊に太宗時代は太祖の創業期より發展して、蒙漢兩族の來歸する者が多つたから、尙その事が必要であつた。太宗は瀋陽の都を中心に、太祖の成し得なかつた蒙古の經略を、又遼西の經略をなして國勢を發展せしめた。蒙古は天聰九年に多爾袞が陵丹汗の子額哲や母后を得、傳國の璽を獲るに及んで、略、清朝に歸服し、明軍は次第に撃攘されて、崇德七年迄に西隅の小域を除いて遼西を殆んど併呑するに至つた。尙又黒龍江方面の諸部族も清朝の勢威に服する事になつたから、此に蒙古族・漢民族・新滿洲は非常に多く太宗の傘下に集る事になつた。かくして天聰八年・九年に蒙古八旗が編成され、漢軍八旗も崇德七年に完成する事になり、國家の面目は一新するに至つた。かくの如く幾種かの部族が多數に同一國家に包含される事になつたから、其の統治支配に當つて太宗が信賞必罰の方

針を堅持する事は當然であり、それによつて國內の平和・秩序の保持を期したのである。故に「旗の大臣よく努めず制せずして盜賊惡逆を行ふを殺さずんば法は空しくならん……」(滿文老檔天聰三年十一月八日)と戒め、「力を盡して我旨に背く勿れ」と降將に諭し(同前、天聰四年正月六日)、それと共に幾多の禁令訓令を下して、諸部族を嚴に戒めた。かくして太宗の必罰は幾多の處刑となつて罪ある時に示され、一族子弟諸大臣より以下萬民に容赦なく施された事は、太宗實錄や滿文老檔等によつて知られる所である。これと同時に信賞も是等によつて知られるが、其の中にて注意すべきは、天聰三年十二月九日以後に、先に罪を得て官を罷めた者を再び任官せしめた事であつて、滿文老檔同日の條に「職を罷めたる官人等に罷めて以來爲せる事を書いて呈せしめ、其の功ある者に官を與へた」事が記されて居るのは、實によく信賞の方針を示したものと言へるであらう。かかる事は罪を憎んで人を悪まぬ精神の現れであり、又有能者を一人でも多く要した事態にく事であるが、又以て太宗の信念の如何を窺知すべき資料といつてよい。

然らば太宗は必罰の主旨を實行するに際し、如何なる規矩準繩を以て臨んだか、其の刑政は如何に行はれたか、所謂法令罰則は如何であつたらうか、次に考へねばならない。

太祖の時に法例が未だ成文的でなかつた事は、前掲の論文に於て愚見を述べたが、太宗時代に入つても尙未だ十分に成文的法例が成つたとは言へぬにせよ、太祖時代よりは餘程成文化される傾向にあつたのでないかと考へる。それは政治上の制度が次々と整備して來た事によつて推測される。乃ち太宗は先づ天聰三年に記錄職と翻譯職とを設けて記註に當らしめた。これは太祖以來の精神の繼續であるが、やがて太祖實錄戰圖が成り太祖實錄が作られるに及んでは、國家的意識が十分に出來たのであるから、刑政に關しても十分留意された事と解せられる。殊に天聰五年に六部(支那風の六部)が設立されて、一族諸王を長官として夫々の事務を擔任せしめた事は、益々諸般の記錄が整備された事を想像せしめるのであり、その中の刑部が刑政の施行に當つて諸法例を定めた事は疑ないと思ふ。更に天聰十年三月には、先の二職を廢し擴充して、内弘文院・内祕書院・内國史院の三院として、詔令・記註・編纂・制度等に關する事務を分掌せ

しめた事は、内部的の國政運用に參割せしめたのであるが、又制令法例が整備された事を示すに足るものと思ふ。固より大清律例が出來たのは順治四年三月の事であるから、それ迄に之に類する纏つた成文的條例が出來たとは言へないが、庶般に亘る條例が次第に成された事は十分考へ得る所である。これは太祖時代の極めて散漫的であつたのと異り、相當に整備されたものと言つて誤りでない。乃ちかくの如くして國家的體裁が各方面に成るに至つた爲に、やがて天聰十年四月太宗は新に皇帝の位に即き、國號を改めて大清と稱するに至つたとも思はれるのである。

右の如く考へる時、刑政に關する制令法例も或程度迄成文化されたと想像し得るが、なほそれが大系付けられ完全に整備されたとは言へない。一例をあげるに皇朝文獻通考卷一刑考一刑制の條を見ると、太宗時代の法を記して其目は前後十七年間に三十一を數へる事が出来るし、又卷二〇六刑考十二詳讞の條にて三目、卷二〇九刑考十五贖刑に於て十目を數へ得るが、更に太宗實錄や滿文老檔等によるとそれ以外の條例禁令の目を數へ得て、其の總計は非常な數に達する。然しそれ等がこの一代果して凡て分類的の條例制令として文に記されて公布されたとは考へられず、口授傳諭されたものも多つたものと思はれる。けれども一面からすれば、かくの如き多數のものが發令されたとすれば、よしんば口授傳諭のものがあつたにしても、次第に書記されて行つたであらうと考へる事は、又決して無理でないのであり、殊に其の内容が複雑化し多岐に亘つて來たものの多い事は、一層其の推測を強からしめるのである。従つてこれ等が一括して成文的に發布されたとは固より言へぬが、其の時々に成文として發表公布されたもの多つた事は十分考慮し得る所であり、全般的に見て、太祖時代の不文的より成文的に移行しつつあつた事、それがやがて順治四年三月大清律例の基礎となるのであるまいかと考へる事は、恐らく許容される所であらう。而も其の太宗の時既に書記されて律例の書が多少なりとも作られて居たらしい事を示す記事が滿文老檔や太宗實錄に見えて居る。乃ち滿文老檔崇德元年七月五日の條によれば、甲喇章京下シリの罪を罰する時、判官等が詐欺の罪に擬し、「會典の書」に照して職を一階下げん事を汗に奏したるに、汗は旨を降して「處罰する例により罰を徵せよ」と言つた事が見えて居る。茲に所謂「會典の書」とは何か律令

に關する書冊・記録があつた事を示すのでないかと考へる。又右の文中に見える「處罰する例により罰を徵せよ」といふのは、後述する如く太宗實錄や東華錄に「土黑勒威勒」とあるものに當り、滿洲文では *tuhere an i weile gainbi* と記され、單に「前例による」といふやうな意味でなく「明らかに文字として規定されて居る通りの處罰の例により罰せよ」といふ意味のものと思ふ。この語は既に太祖時代にも一、二見えて居り、先には恐らく成文となつたと考へられぬ旨を述べたが、この太宗時代には相當多數の例がある事と共に、「會典の書」といふ語が別にある事に照す時、もはや單に慣習的不文律でなくて、次第に或程度成文化されたものがあつたと想像しても、差支ないのでないかと思ふ。尙又太宗實錄崇德七年八月甲子の條に、大醉乘馬衝犯儀仗の罪に關して、「依會典。近儀仗百步者絞。入儀仗内者斬」ともあつて、茲にも會典といふ文字がある。これは太宗の晩年の事であり、凡てが可成り進歩し整備されて來た時であるから當然の事としても、やはり次第にかくの如くなつて來た事を可能視せしむるに十分である。要するに太祖創業の後を受けた太宗一代十七年、其の初期に於ては太祖時代そのままであつたらうが、次第に諸官職の設置、人文の進歩に伴ひ、犯罪も亦多方面に亘り、外民族の來歸も多くなるにつれて、法律的工作も整頓される傾向にあり、次第に律例制令も成文化されるに至つたであらう、それがやがて順治四年の大清律例の土臺となるのではないかと考へて差支ないと思ふのである。

三

然らば太宗は罪科の犯決に際して如何なる態度に出たであらうか。又滿蒙漢三族に對して如何なる態度を以て臨んだであらうかに就て一應考察してみたい。太祖は所謂「三覆審之例」といふ慎重な態度を以て判決に當つたが、太宗に關しては記録の上では右の如き態度手段に出た事は見えて居ない。然し太祖以來の言はば傳統ともいふべき方針は一朝にして覆へされる筈もなく、又實際の處刑の例に就てみる時、判官等が一旦議決して奏上した時、太宗が必らずしもそれ

に従はず、更に審理して判決した事のあるのを知れば、やはり太宗は太祖の執つたやうな慎重な態度に出た事が考へられる。滿文老檔崇德元年五月十四日の條には「凡そ月の初五、十五、二十五日に和碩親王以下日の出る前に崇政殿に集りて生年順に列び了りたる後、聖汗出て玉座につきて、辦理したる諸般の事務審判したる罪を聞く」とあるのは、之に關係ある記事といへるであらう。況んや天聰五年六部を設けて其の一部として刑部を置き、特に刑事を扱はしめた事は、この官をして慎重に審理せしむる意圖の深つた事を示すに十分と思ふ。加之太宗が多數の條例制令を出し、幾多の戒告禁令を下して民の向ふ所を示した事は、彼が行刑に際して極めて慎重ならん事を企圖したものと断じて憚らず、又前述の如く太祖時代は不文的であつたが、太宗時代成文的に移行しつつあつたと考へられる事は、更に行刑の慎重さを思はしめるに十分であると考へる。

次に太宗は麾下に屬した滿蒙漢三族に對して如何であつたかといふに、原則としては岐視する所なく同一の態度を以て臨んだやうである。太宗實錄天聰三年正月辛未の條に、蒙古部族に勅して「悉遵我國制」と令した事を記し、天聰五年八月癸卯の條の上諭には、「合爲一國。則法不當有異。」とあり、更に同八年正月庚寅の條、外藩蒙古諸貝勒に諭して姦淫を戒しめた時にも、「上集外藩蒙古貝勒。禁其陋習。令遵我國定制。諭之曰。」と記し、更に盔甲その他のものに付て、「不遵我國制度者俱罪之。」とも述べて居り、これは蒙古族に對しての事であるが、他民族に對して岐視する考のなかつた事を示すものと思ふ。故に同年六月辛酉、蒙古貝勒と漢人諸將に特に軍律を頒つて戒禁する所あつたが、その内容は滿洲諸王臣に頒つたものと同一で殆ど異なる所ない。是等の記事は滿文老檔の記載によつても同様の主旨である事が確かられるのであつて、蒙漢族に對して同様であり、從つて三族同一の扱ひをなしたと斷言し得る。尙この主旨を最もよく示すのは、天聰九年七月癸酉の條の記事で、漢蒙漢三族を一視同仁に見て、「凡そ人鬪毆する時は原告被告共に法司に赴いて審結すべく、同類互に帮助すべからず」の旨を諭して居る。但し後にも述るやうに、特に漢人に辯髮剃頭を強ひた事は、本來異俗のものである限り已むを得ない事であり、其の命に服さぬ者を嚴罰に處したのは著しい事であ

るが、それも三族を同様の状態に置かんとした主義の現はれと解すべきであり、苟も大清國の領土内に在る者に異風の者あるべからずとした事、延いて三族を同一に扱ひ岐視する所なかつた方針を示すものと考へてよい。清朝は世祖入關後、滿漢不岐視を以て政治上の標語としたが、それは太宗の時に於て早くも認められるといつてよく、刑政の上に於ても亦然りであつたと解し得る。但し蒙漢二族は滿洲族とは本來異民族であると共に、又被征服者であつたから、實際の處置に於ては多少異なる所あつたやうに思はれる。現に滿文老檔によれば、天聰五年四月十二日の條に蒙古に與へた詳しい禁令があり、「汗首となりて Tusiyetu 汗 Sun-dureng, Dalai-cuhur, Sengge-hošci 大小臺吉等と共に語り定めたる制令」といふ書き出しで、三十五條に亘る條令を記して居る。これは凡てが禁令といふのではなく、種々の命令規則をも含んだものであるが、罰則も半分位有り、蒙古的色彩を濃厚に示して居るのは、特殊の事情に對處する爲であるが、前述の如く其後に於て蒙古に對し欽定法令を新に下した所は、やはり次第に滿洲族に近付かしめたものであり、其間の別を無くさんとしたに外ならぬ。それでも處置に異なる所あつたのは——罰銀の刑を科する時、蒙古族には多く馬牛羊を徵し、漢人に銀を徵する如き——本來の生活形態・生業に本く差異を考慮しての事と考へられる。然しそれは末梢的事で、根本的原則に於ては飽く迄も同視したと言つてよく、そこに政治の方針と相應する念慮があつたと考へられる。尙支那制の六部を設けて、其の一に刑部を設け、又諸官署に三族の吏員を夫々置いた事は、既に三族を平等に扱ふ意思を示すのであり、太祖の時とは可成り異なるに至つたと言へると共に、一面よりすれば、滿洲朝廷の漢化・滿洲族固有風習の排棄といふ意味が多少とも認められると言へるのであり、此に亦一種の特色を認め得ると考へるのである。

四

太宗が治政に當つて如何なる態度を以て臨んだかは、太宗實錄・滿文老檔の記事や太宗文皇帝聖訓を仔細に繙く時に十分知り得る。それによると太宗は武斷的であると共に、一面太祖よりは更に寛大なる君主であつた如く、諡號に文皇

帝といつて居るのも確にその事を證するものと思ふ。併し幾多の制令・禁令を出し、又多數の處刑をなした事からすれば、社會情勢が次第に複雑化した事に本くのではあるが、なか／＼ビン／＼と處分して國內情勢の改善に努力した事が知られるのであり、幾多興味ある事實が會得される。其の實際に如何に處刑したか、如何なる刑罰が見られるかは、後に述する事として、此には太宗が一代の間に下した禁令や刑罰に關係の訓言等からして、彼の企圖した刑政上の意向並に其の總括的の特徴に就て、二三述る事にしたい。

先づ太宗が下した禁令條例をみると、前記のものを除いて太宗實錄を概觀しても三十餘あり、滿文老檔には崇德元年末迄に於て同じく三十餘あり、又別に蒙古族に對して下したもののが十餘條存する。その兩者の重複するものを省いても、少くも五十餘の禁令條例が下されたと言へるが、かくの如く多數のものが出来たのは、刻々に社會情勢が變化して行くのでそれに對處せんとした意圖が濃厚であつた事を推測せしめる。而して蒙古族に特に下したものが相當に有るのは、蒙古族の來歸する者が愈々多くして、特に之を取締る必要があつた爲であるが、それも初めの間は滿洲族と別個に扱つたのであるが、後には次第に同一視して全領土内一律に遇せんとした事は、既に前に一言した所である。次に太宗の下令したものの中で、軍律軍令——廣範に亘る所の——に關するものが最も多く、その違反に對する處刑の規定が多いのは、當時未だ軍政時代、軍政第一主義を脱し切れぬ時代としては、當然の事であつた。それと同時に蒙漢二族が續々と歸屬して來たから、これ等外國人の取締りに關するものが多く、或は蒙漢二族のみに關する處刑のもの、或は滿人とこれ等二族とに關係するものとして、それぞれ下令されて複雑な様相を示して居るのは、大きな特徴と言つてよからう。從つて太宗としてはこれ等三族の和協に留意する所あり、所謂民衆の和平を念としたのも注意すべき事で、天聰五年七月癸巳・六年二月辛未・六年十月甲戌・八年十一月辛亥・崇德二年二月甲戌・三年三月辛未の各條に見える様々の禁令罰則は、何れもその一端を示すものに外ならない。尙又自然の結果として一般民衆の弊風陋習を匡正せんとして居り、天聰六年二月己卯・九年三月庚申・九年十二月辛巳の條に見える賭博・早婚・亂倫の取締罰則は、かかる時代に於ける

社會の風習と爲政者の苦慮をよく示して居る。又同じく諸民族の來歸に因む所の事であるが、廟宇に關する取締と僧（喇嘛僧）・道・巫覡に關する取締の規定制裁が、軍令の中に見えると共に、別に天聰五年三月壬戌・五年閏十一月庚戌・八年六月辛酉・崇德三年十二月丁巳・八年二月庚寅の各條に見えるのも興味ある事である。其の外部族の統制を嚴にして、主を離れる者を罰し、擅に賣買をなし特に外國と貿易するを禁じ、或は漢人に剃頭辯髮を強制して違反者を死に處した事等も、その主旨が奈邊に在るかをよく示して居ると思ふ。

而して當時如何なる犯罪があつたか、又太宗が各種の罪に對して如何に處刑したかは、後述の所で明らかであるが、犯罪の種類は甚だ多く、太祖の時の如く假りに大清律例に見える目に従つて分類する事も容易でない。恐らくこの事は未だ完全に法令條例として成文化されて居ない爲によると言へるのであり、又同一の罪に對しても單一の刑のみならず、二刑以上を併科して居る事も數多く、「斯々の犯罪は何々に處せらる」と言ひ切れぬものが多い。但その處刑に於て特に著しいのは、太祖の時に無つたと思はれる「土黒勒威勒」の罰のある事、告訴告發に關する記事の少い事、賠償贖罪の例が一、二のみある事、奴となす事はあつても追放の刑に處する事は一回のみ認められる事、hergen の牢といふ記事のない事は、——記録に無いからとて其の事實が無つたとは言へぬが、今は記録に見える限りに於て立論する事として——注目に値する事でないかと思はれるのであつて、この事は或は太祖時代は尙満洲的の習慣的處刑の風が強つたが、太宗時代は異民族が入り來つた爲に、満洲的の色彩が次第に薄れて來た事、或意味に於ては支那化する風のあつた事、強ひて言ふならば、民族的特殊刑が無くなつて普遍的になつたといふ點で、多少の進歩を示したものである事を語るのではないかと思はれる。

要するに太宗時代の犯罪處刑は、太祖時代に比して社會の變轉に伴つて變化の跡を認むべく、其點に種々の異色・特質を認め得るのであり、其の具體的な點は次に述る處刑の個々に就てみる時、自ら諒解されるであらう。

五

然らば太宗時代に於て、如何なる犯罪があり、それが如何なる刑に處せられたかに就て述る事にしよう。前述する如く、太宗治政十七年の間、滿蒙漢三族を領内に包有するに至つたから、犯罪も非常に増加し、其の性質種類も雑多になつて來たのは著しい事である。従つて太祖時代の刑政に關して試みた如く、假りに大清律例の目に従つて犯罪を先づ區別して、「斯々の罪は斯々の刑に處せられたり」といふ風に記述する事は困難があるので、此には刑罰の目を擧げて、それに處せられた場合の犯罪・理由を羅列する事にしたい。

尙犯罪處刑の例は主として太宗實錄と滿文老檔との記載による事とした。従つて例を擧るに單に日附を干支のみにて記したのは實錄に見ゆるもの、數字を以て示すのは老檔に出るもの、干支と數字の二つを記すのは兩者に見えるものである事、煩を避けて一々出典を記すに及ばなかつた事を諒知されたい。

I 死 罪

(一) 國事犯・謀叛といふべきもの

天聰元年三月己巳(二日)明國に内通した岳起鸞を死に處し、同五年三月甲午、劉興祚兄弟の謀叛に際して其の兄弟一族を殺し、併せて其の婦女を沒して奴となし、同九年十二月辛巳の條、哈達格々莽古濟と莽古爾泰貝勒の子額必倫を作亂逆謀の故に誅し、且その情を知れる昂阿喇を死に處し、屯布祿・愛巴禮等一族を市に磔した事、更に崇德元年十月己卯、劉興祚兄弟の謀叛に連坐して李延庚を死に處し、同二年六月癸卯、莽古爾泰貝勒の子光袞を謀叛の一昧なる故をして誅した事等は、明かに國家に對する謀叛に極刑を以て臨んだ事を示すものである。乃ち太宗は一族子弟であれ、漢人であれ、かかる大罪には容赦しなかつたのであつて、天聰五年八月癸卯(二日)の太宗實錄や滿文老檔の記事に、「蒙古も既に合して一國となれるなれば法も亦同じ」「明を伐つ時に敵を迎へる者は誅せん」と諭して居るのも、蒙古人に對す

る態度を示すと同時に、これは漢人にも適用さるべきものであると解して差支ない。因に天聰九年二月壬辰の條、寧完我が功罪連坐法の制定を請ふて居る（太宗實錄・東華錄）のも、かかる謀叛の罪に特に適用さるべきものであらうか。又崇徳七年五月戊寅の條に、善友邪效を禁じ、僧道でなくして其の眞似をなして私に印札を造り正民を惑はした李國梁等を誅したが、「邪行不正潛懷異心」と記して居る（太宗實錄・東華錄）のも、亦一種の國事犯と稱し得べきであらう。

〔二〕 兵律軍令違反

太宗は太祖と同様に軍律軍令を嚴にした事は諸記事によつて知られるが、その違反が最も大量に處刑されたのは、天聰四年六月阿敏一派の處罰の時であつて、著例といつてよい。其の貝勒大臣以下の違反に對して容赦しなかつた事は、既に早く天聰三年十一月乙酉、羅文峪の民の擾害に際して「凡貝勒大臣有掠歸降地方財物者斬……」と蒙古字漢字を以て傳諭した（實錄・東華錄）如き事によつてよく知られる。故にこの罪によつて死に處せられた中には、「病を以て後に留りながらチャハルのマハングゲレが來歸した時、其の財物を掠し男婦を段した事の爲にその人を誅し」（天聰二年十月乙未・八日）、「遼化攻略の際二兵が退却して督戰隊に捕へられしにより梶首し」（天聰三年十一月己丑）、「科爾沁蒙古兵が民を殺して其の衣を奪へるにより太宗自ら鳴鏑を以て射たる事」（天聰三年十一月壬辰・十一日）「來降せる蒙古人の財を共謀して奪へる者を殺し」（天聰六年四月乙未・二十八日）、「旅順口攻略の際城上より跳走した阿山を誅して籍沒し」（天聰七年九月戊申）「攻城に際し進まずして退却せる爲に死に處し」（天聰八年十月壬辰）た如きは、何れも軍中に於る擅なる掠奪を禁じた事に反き、或は退縮逃走を刑したものであり、かかる例は他にも數多く見られる。これは當然の處置であるが、又太宗の面目躍如たるものあるを見得る。但し當然死に處すべきに特旨を以て減刑した事は、阿敏一派の處刑の際に特に見られるのであつて、或は前後の事情を酌量した思ひやりを窺ふに足ると思はれる。

〔三〕 姦淫及び之に類するもの

太宗が男女間の貞操關係を規正せんと努力した事は隨時下した諭告に明らかであるが、殊に蒙古人や漢人を征伐する

に際しては、姦淫を戒め、又「夫婦を離す勿れ」と諭して居る。故に之を犯した場合、死の極刑に處した事も數多く見られるのであつて、滿文老檔では早くも天聰二年十月八日の條に「女の逃げたるを捕へて犯したる故に一牛糞下の二人を殺した」事が見え、更に崇徳五年正月戊寅には「正白旗牛糞章京圖納が察丘の妻に私通して捕へられ、男婦共に死に擬せられたが、太宗は圖納の前功を以て死を免じて鞭一百貫耳鼻革職に處し、女のみを死に處して、圖納の妻を察丘に興へた事」が實錄・東華錄に見えて居る。この際は固より男女共に死に處するのが當然であり、男を特旨を以て減刑したのは例外といふべきであつて、崇徳八年八月丙寅、固山貝子羅託と札哈納の妻との姦通に際して俱に死に擬し、羅託を特に免じて幽したのも同じく特例といふべきものである。要するに姦淫私通は前代より行はれた惡風であつた爲、太宗は之を匡正せんとしたのであり、又征服者として滿人が他族に臨む時に多く見られたと思はれ、第一例の如き所謂強姦の場合は男のみを處刑したのであつたが、それにも拘はらずこの種の罪は絶えなかつたものと想像される。

(四) 逃走・奸細の場合

太宗は即位後間もない天命十一年九月甲戌の日に、漢官富民の潜逃奸細をなすのを戒めた。故に天聰四年正月癸未に劉興祚を陣斬した後に、重ねて逃去の罪を以て其の屍を碎いて徇へたのは、この項にあたるものと見て差支ない。次で五年五月甲午の日に、大凌河城に於て城を修築したと詭言し、且隣に奸細をなせる漢人を誅した事、崇徳三年八月甲午の日に、禮部承政祝世昌を「本朝に居りながら心猶明に在る故、漢人を護庇する事は奸細と異なるなき故」を以て死を論ぜられ（實際には死を宥して席北の地に發遣す）、同謀の孫應時が死に處せられた事は、適例といふべきであらう。崇徳二年二月甲戌の條に、太宗が諸大臣に諭して、「三族を嚴束して降民を劫掠するなからん事、劫掠の人は重刑に處し、首謀者は斬以徇」と述べて居るのは、劫掠を戒める主旨であるが、それと共に滿人の壓迫に反抗して奸細をなすものあるを、豫め防止したものと言つてよいであらう。

當時盜竊はよく行はれたと見え、太宗は常に之を戒め、又軍中に於ても嚴禁したが、その惡風は依然として止まなかつた如く、其の惡質なものに對しては極刑の死を以て臨んだ。天聰二年六月初日に、阿達海が太祖御用の兜鍪を竊匿して訴へられ、初め鞭五十に擬せられたが、平素から臣子として怪しからぬ振舞あつた爲に遂に死に處したのも、惡質の竊盜が主因となつたものといふべく、次に滿文老檔によれば、同年十月八日或蒙古人が馬を盗んで殺され、又チャハルの民の財を盗んだ男を殺し、天聰六年四月二十八日には米や皮革を盗んだ者を殺し、同年六月二十七日に牛驢を奪へるものを見殺した事等が見えるが、之は太祖實錄と老檔の天聰六年十月甲戌（十日）の條に、「國中盜をなす者に對して或は殺し或は鞭うつ事として、久しく著しく令となすも竟に遵守されず」とし、「犯人を捕へて瀋陽に送り梟首して衆に記憶せしめん」と諭した事に應するものと言へよう。故に其の後も之に類するもの多つたが、崇德四年正月丁亥の條に、丁秀才が主威に倚つて財を詐取したのを死に處し、同五月乙亥蒙古人が馬と人とを盗んだ爲に殺され、同七年正月庚子濟南府庫の銀三萬七千兩を盗んだ事に關聯して格蘭を誅した事等は、夫々性質を異にするけれども、何れも惡質の竊盜として斷乎たる處置に出た事を語るものと思はれる。

(六) 造言詐欺

滿文老檔天聰四年正月八日の條に、「造言誣言によつてその人を殺して首を刎ね、門に懸け又街に懸けて衆に示した」事が見えるのは、前述の如く人心惑亂によつて善友を誅したのと同じく、訛言の傳布を禁する主旨によるもので、崇德元年五月乙卯（十二日）に其の令を出して居るのに應する。尙この時は鑄鐘に小兒を混ずるといふ評判があり、人心動搖した爲に出したのであるが、民智未開の時として當然の事と思ふ。又老檔によれば、崇德元年十月十二日に、他人に八罪ありと誣告詐首したものを見殺したのも、其の惡性を忌んだ事によるものと考へられる。

(七) 其の他の場合

天聰三年八月戊辰、雅蓀が先に太祖に殉葬せず且喪禮を怠り逃奔せんとして殺され、同六年六月癸巳、物を盗取して

明人と交易せる首謀者を界上に斬して明人に示し、同七年二月己卯、庫爾纏榜式を賊臣劉興祚の屍を盜葬せる事に關聯して殺し、同九年十一月壬申、漢人の姓名冊籍の偽造により平素の操行詭譎を論じて殷廷格を誅した事、又老檔によれば崇徳元年六月六日、フルハ人の處置不法であつたイルガイ等を殺して遺骸を撒き、ワルカを征して殺されたニエニオケの遺骸を同じく撒いた事があり、又實錄崇徳二年五月乙未、生子を伴つた罪により貝子尼堪の妻を死に處し、又同三年八月甲午、ナムタイの妻と女巫とを祭祀に當つて不謹慎の所行あつて誅した事は、七年十月杜度貝勒の病める時に祈禱せしめた巫人を誅したのと同類の事といふべく、天聰九年五月丙辰に、失火して人畜を殺傷せる爲に失火者を誅した事は、又其の不謹慎を嚴罰したによる。此の失火を戒めた事は、天聰六年三月丁巳、同二十一日及び四月六日の條に見えて居り、興味ある禁令と言ひ得る。かく種々の場合の事があるが、太宗時代特に注意すべきは次の剃頭に關する事である。

(六) 剃頭辯髮の件

清朝が漢人に對して剃頭辯髮を強制した事は著しい事で、入關後殊に甚しかつたが、太宗の時に於ても既にこれが見られる。天聰四年正月癸巳(十二日)永平通判張爾雲が剃頭しないのを以て衆に記憶せしむる爲に殺し、同十九日にも剃頭せぬ漢人三人を殺した。之に反して正月六日永平の道吏白養粹は剃頭して降つた故に都堂に任じた事が見える。乃ち太宗はこれを漢人に強制したのであつて、天聰四年二月十四日蒙古諸王に諭した言の中に、「頭を剃れる民を侵害する勿れ」「頭を剃りて降れる者を殺さば百笞うたん耳を刺さん」といひ、三月二十一日には阿敏貝勒に降れる漢人に頭を剃れと命じ、「剃らぬ者を殺さん」とも言つて居る。同様に天聰五年十一月庚午朔には大凌河城歸降官兵人等に諭して薙髮せしめ、崇徳元年十二月壬午(十二日)朝鮮の郭山城の軍民に諭して「速に剃髪して家に在りて妻子を保つべき」事を述べて居るが、漢人や鮮人によりて剃頭辯髮は胡俗として最も忌れた事であるだけに、太宗としては又強制して同一俗に化せんとした事がよく知られる。

以上述るやうに、死に處した事は諸種の罪科に亘つて認められるが、何れも其の理由を検討する時當然の處置と思はれるのであり、崇徳六年二月戊申の日に、禁烟の令を下して「凡そ烟を用ひんとする者は各々自種して用ふべく、出邊貨買する者は死に處す」と言つた事と共に、太宗が如何なる方面に向つて多大の注意を拂つたか、如何にして國家社會を平和ならしめ健全ならしめんと努力したかといふ事が窺はれると思ふ。

II 幽囚監禁

(一) 幽囚

太祖の時幽囚としては舒爾哈齊と褚英との二件に指を屈するが、太宗時代の件としては天聰四年六月乙卯（七日）に起つた第二貝勒阿敏の幽囚が最も著しい。阿敏はこの時十六罪状により死に擬せられたが、死を宥めて牢に監禁し、其の他一族の碩託・湯古臺以下夫々罰せられたのであつて、實に大事件であつた。その外に於て次の如き諸例があり、其の全部が阿敏の如き幽囚とはいへぬが、禁錮繫牢をも一括して述る事にしよう。

先づ、天聰元年四月十日蒙古諸貝勒が出征の地より他の貝勒を棄てて歸家したのを罰して牢に監禁した事があるのは、蒙古諸王をも一律に軍律違反として罰した事を示し、次に天聰二年十月壬寅、劉興祚の逃走に關聯して其の母妻子等を執へて獄に繫した事は、謀叛に連坐した家族の處刑を語るが、天聰四年六月甲寅（六日）の條に、實錄では「敗歸の諸將を收め總兵より以下備禦以上を俱に繫す」とあり、老檔には「特に瀋州の三旗の首たりし大臣甲喇額眞等を衙門に審問せんとして拘引せり」とし、東華錄も之に從つて居る。之は一時的事で眞の禁錮といへぬかも知れぬが、天聰九年九月壬申に、代善等の處罰に關聯して「禁哈達公主勿與親戚往來」とあるのはやはり監禁幽囚と解すべく、次で崇徳元年八月壬申朔（一日）に鷹場駐守の二將を罪により手足に鎖三條を繫いで禁錮二ヶ月に處したのは、明かに禁錮の定型的のものといつてよからう。崇徳二年九月己丑に穆成格を銷禁兩月革牛彙章京職に處し、三年四月乙卯には岳託の新福晋を耻めたる故に其の大福晋を死を免じて幽した事、七年十月丙寅に元妃の喪中歌舞音曲をなせる故にて輔國公札哈納

夫婦を幽した事、同十月癸卯、朝鮮の閣臣崔鳴吉等を明に私通貿易せる罪により鳳凰城の獄に監禁し、八年八月丙寅に、貝子羅託を姦通により死を宥して幽した事は、何れもこの處刑の一斑である。是によると一族尊貴の者は所謂幽囚に處し、臣下の者は禁錮したやうに實錄では使ひ分けて居り、そこに多少の差異は認め得るであらうが、實質的には繫鎖三條といふ如き記事のない限り同一とみて差支ないとと思ふ。崇徳三年七月丁丑の條に、「諭禮部曰。凡有不遵定制變亂法度者。王貝勒貝子等議罰官員幽禁三日。議罰庶民枷號八日。責治釋之」とあるのも、この處刑の一面を語るもので短期間の刑であるが、崇徳元年八月辛巳に、布山が隱匿奸細により、「下獄凡七年」とあるのは、幽禁の年數に於て阿敏等の終身であつたのを除いて、記録上最長期といつてよく、其の他は概して長期ではなかつたやうに解せられる。

□ 餓 禁

之は同じく禁錮繫獄の一であるが、特に餓禁といつて居るのは、其の期間の比較的短つた事と共に人間の本能を一時抑止する點に於て特異の刑といつてよい。天聰時代には、三年五月癸卯に蒙古土默特の俄木布楚虎爾が麾下の者の逃走に際し命に反けるにより、「地を畫して獄となし飲食を禁ずる事三日」といふ蒙古人關係のものあり、次に十年四月庚辰（八日）に守邊の將が一切の武具を修めず職務を怠る故に餓禁二日に處せし事あり、更に崇徳三年七月戊寅には、和碩額駙額爾克代青が娼妓に朝帶を解いて與へたるにより、餓禁二晝夜の刑に處し、八月庚戌には盜竊の罪に坐して固山額真吳賴等が餓禁三日に處せられ、五年十一月庚辰には「議屯田失律各官罪」として數人の者が罰銀の上に餓禁三日に處せられ、六年十二月壬子には遼西に於る罪を論じて、内大臣塔瞻等が「餓禁三日復與食三日。又餓禁三日」に處せられ、七年六月甲寅には元妃の喪中に吹彈歌舞せしめた古納臺に餓禁三日、同九月己巳には杜度貝勒の死後月餘にして、侍妾が殉死したに對し不埒なりとして福晉を餓禁三日の刑に處した事が見えて居る。果して如何なる場合にこの刑を科するのか規定の有無は明かでないが、相當の地位に在る人に對してなされた以上、一般庶民にも行つたものである事は想像するに難くなく、人間の生きんとする本能を一時抑制するのであるから、甚だ苦しい處罰であり、それだけに效果もあ

つたのではないかと思はれる。

因に太祖の時に屢々見られた *hergen* の半といふのは、太宗時代記録の上では見えぬが、前述の中にあつた所の「地を畫して……」といふのが、或は之に類するものでないかと考へられると共に、又太祖時代の極めて原始的なやり方を多少改善するに至つた爲と言へるのでないかと思ふ。

III 庶人となし、奴とする刑

この刑は諸王臣官吏等の身分を全然剥奪し去るもので重大な處罰であり、太祖時代は多いやうに見えぬが、太宗時代には可成り多くの處分が見えて居る。かの阿敏が處罰された時碩託が身柄を兄に托されたのもこの刑といつてよく、次で其の一派たる湯古臺の身を没収して夫婦の身を出すといひ、松那圖・恩特等數人が夫々汗や貝勒等の奴となつた。更に天聰五年三月甲午、劉興祚の謀叛に關して一族兄弟を殺すと共に妻子婦女を没入して奴となし、六年五月癸卯には、諸大臣退縮の罪によりて其の妻子を奴とし、同八月甲午（二十九日）糧米を遣棄して約會の地に到らざる故に其の人の官をやめて夫婦を奴となし、七年三月丙午には、朝鮮征伐の時の罪に溯及して董納密を奴となし、九年十二月辛巳には、哈達格々等が誅せられた時に、莽古爾泰貝勒の六子等が庶人とされ、十年二月庚寅（十五日）寧完我が劉士英と賭博した爲に寧完我は薩哈廉の家に奴となり、劉士英は民となつて尙陽堡に居らしめられた事等は、何れも天聰年間の例である。次で崇徳に入つて元年六月六日、軍中に於る擅なる行爲や己の義務を怠りし故を以て奴とされし例あり、又同六月十五日には、汗を欺ける爲に庶人の地位に落されし者あり、六月二十四日には、數罪の中特に私通と銀を貪れる爲に死を免じて民となした例等がある。これ等の例によれば、罪ある本人が奴となり庶人となると共に、妻子をも同様に處刑した事は特異のものといふべく、又奴・庶人となす以上官位身分並に全財産が剥奪される事は言ふ迄もなく、又場合によつては笞刑や罰銀刑も併科されたのは、その刑の性質上當然の事であつて、甚だ重い刑に外ならない。又この處刑が満人のみならず蒙漢人にも同様に行はれたのは前例に徴して疑ないが、征服者たる満人の官吏にとつては殊に忌むべき刑罰であつた。

尙前に一言した如く崇徳三年八月甲午に、祝世昌が漢人を庇護した罪により、死を免じて席北地方に移された事は幽禁であると共に流刑に當るものであるが、一種の奴とされたものとも言つてよく、不名誉極まる事であつた。其の奴といひ庶民といふのは、清初戸を構成したイルゲン或はその麾下に屬するものを意味するのであり、社會的に最下層の存在といつてよいのである。

IV 賞銀の刑

罰銀は太祖の時より見られる一般的の刑で、太宗の時も無數といつてよい程其の例がある。早くも天命十一年十二月丁卯に、阿濟格貝勒が他人の首に傷けたる故を以て銀一千兩を罰し併せて鞍馬甲冑をも取つたのを初として、天聰二年三月庚寅に、は多鐸貝勒の欲した阿布泰の女を與へなかつた爲に紛擾が起つた時に、同じく阿濟格が銀一千兩と馬を罰せられ、阿布泰は二百兩銀を科せられ、尙同じ阿濟格は三年五月壬寅にも、上命を奉ぜずして私に蒙古の女を娶つた爲に銀一千兩を罰せられ、五年十月癸亥には、莽古爾泰貝勒が太宗の御前にて劍を抜かんとした爲に、馬・甲冑の外に銀一萬兩を科せん事を議して、太宗之を許さなかつた事が見える。是等は一族諸王に對して科し又科さんとした著例であるが、當時の富の程度よりして一千兩とか一萬兩（之は事實科せられなかつたが）は莫大の額で、果して諸王と雖よく供出し得たか疑はしい。その他に於ては概ね百兩以下の罰銀が科せられたが、之は富の程度よりして妥當な所であると思ふ。然らば其の處罰の理由は如何なるものであるかといふに、大體左記の場合である。

臨陣退縮、運送の米穀の獨占、行獵の際圍中に突入す、上奏文の改作、築城不堅固、姦通に連坐して、職務怠慢、私に娼妓を他に養ふ、汗の命に違反、諸王臣讒謗、納賄、祭祀の際專横の行あり、部下の殺人に連坐して、較射の時弓を執らず、蒙古の女を強いて得んとす、所居の月臺違制なる爲、服喪中の女を娶る、進獻俘獲を勝手に取る、製砲不良、徇庇奏請、妻室無き者を恤まず、軍中に於る不法行為、禁に反いて密貿易す、堂子に於て分を越えて紙錢を懸けるにより、

等と種々の場合がある、要するに凡ゆる場合に於て最も一般的に科せられたのが、この罰銀の刑といつてよく、然もその理由として特異のものがあるのは、清初の風習の一端を示すものと言へるであらうか。尙その罰銀に際して單獨の事もあるが、多くは官を黜し、任を解き、或は笞刑を加へる事が同時に見えて居る。其の額は先に述るやうに莫大の事（一萬兩、八千兩）もあるが、多くは百兩以下であるから、其の多額の罰銀は諸王の如き身分高い人に限られて居るとはいへ、そこに一種の制裁的意味が多分に含まれて居るものといふべく、一般的であるが必ずしも軽い處罰とのみは言ひ切れぬと思はれる。

又この罰銀に就て注意すべきは、笞刑の代りに銀を徴した事であつて、滿文老檔崇德元年十一月一日の條の記事によると、麾下の者が掠奪に行き或は境を出て他人に暴行して殺された時、其の主が罰せられて罰銀或は笞刑を科せられたが、その笞刑の際に「七十笞の代りに三十三兩三錢三分の銀を、五十笞の代りに十五兩六錢六分の銀を徴す」と記し、又攻城に際して一楯至らざるを以て罰した時にも、「五十笞の代りに十六兩六錢六分の銀を取る」事を記すと共に、同じく楯を送らざる故に罰して「八十笞の代りに八十兩と別に五十兩を科した」事が見えて居る。右三項の場合に於て、果して換算の率とか割合とかが定つて居たかは明かでないが、最後の場合に於ては一笞一兩の割に徴したやうに思はれ、或場合にはかかる規定が存したものと察し得るやうである。

V. 家畜の罰

罰銀の一種として牛馬驢等の家畜類を徴した事も數多く見える事であつて、今その處罰の年次を略して、其の理由場合のみを記すに次の如くなつて居る。但し一般的に處罰は滿蒙漢三族一律であつたとはいへ、この刑が特に蒙古人に多つたやうに思はれるのは、彼等の生業が本來遊牧である爲に本く特異の現象と言つてよからう。

汗に不平の言を奏す（馬）、逃去の罪（馬）、私に自ら蟲を祭る（牲畜三九數）、舊名を呼稱す（男に鞍馬、女に衣服）、本牛糞屯を離れて別に住む（人と共に牛）、行獵紊亂（馬）、違令失火（馬）、諸儀伏違例（羊）、

右は満洲人を王とするものであるが、特に蒙古人に對するものとして次の場合がある。

旨に違ひ擅に禁地に出て移營亂駐す（馬駱駝）、職務怠慢（馬牛）、蒙古貿易人が満洲兵と抗争した時（馬）、蒙古部落の出兵額に達せぬ時（馬）、貢物減額の故（馬）、蒙古貝勒不戰の故（馬）、違令の件（馬駱駝）、蒙古の陋習を改むるに反して亂るもの（馬駱駝）、行兵失期の蒙古臺吉に對し（馬）、馬匹羸疾の故に（馬）、私に欽定地界を越えて駐牧す（馬）、軍令違反の蒙古貝勒に對し（馬駱駝）、蒙古貝勒の明人と交市するもの（馬駱駝）、

右の例は罰銀の代りと言へるものであり、蒙古人にとっても家畜を失ふ事は苦痛であつたに相違ないが、生業が遊牧であるだけに或程度甘んじて出し得たと思はれる。

尙右の例によつて多少知る如く、満洲人には主として馬を徴したが、蒙古人には馬の外駱駝・牛・羊をも時によつて徴した如く、然も其の數は駝は數匹で十以上の事はなく、牛羊もさまで多數でないが、馬は一九・二九・三九・六九・九九數といふやうに記されて居り、相當の數に及んだ。但し實際に百とか五十といふ場合は少く、その代りに鞍馬・彫鞍馬といったやうな立派な装具をつけた馬を徴した事が滿蒙族共に見えるのは、又興味ある事と思はれる。

VI 家産の籍沒

太祖時代家産の籍沒は記錄上餘り見えなかつたが、太宗時代には可成りの例が見られる。而してこれも革職や笞刑と併科される事が多く、或意味に於ては罰銀刑の最大のものと言つてもよいのでないかと思ふ。天聰二年三月庚寅、二王の間に阿布泰の女の奪ひ合となつた時、媒介をした阿達海に革職其の家の半を籍すとあり、四年六月阿敏一派の處罰の際には、阿敏・ホンゴトからは所屬のジュセン・家僕・財畜を没収し、碩託にはジコセンを没収、湯古臺にはジュセンを取り戸を没収、布爾吉其の他からはジュセンを取るとか戸を没収するとか記されて居る。又天聰七年九月戊申の條、逃走の罪に對し、或者是誅して家産没収、或者是笞刑貫耳鼻と家産没収に處し、九年五月丙辰には、失火者を斬に處し其の監督者を革職の上に家産を籍沒した事が見える。其の外、違法掠殺等により革職籍沒（死の代りに）、偽訴の故に家を没収、女

を強取せる事等により殺して戸を没收、攻城失敗の爲解任と籍没、贓賄を以て削職と籍没、怠慢の爲敗走せるにより笞刑と戸を没收、出征失律により罰銀の上に所屬牛朮三分の一を没收等の事があり、又蒙古人が馬と共に逃去せるにより、天子の馬を盜めるにより、猶失火の爲、違禁貿易の爲、戰場より逃出せる事等により、家産の全部・半分・三分の二を夫々没收した事も見えて居る。これ等家産を没收する事は、無一物となつて境遇生活上の大變化を來すのであり、結局民となし庶人となし又奴となすのと同じ結果を來したのでないかと考へられるのである。

茲で考へねばならぬ事は、滿洲族の家とか戸とかいふ所の概念内容である。家・戸は滿洲語ボイゴンに當るもので、其の中には所謂ジュセンとイルゲンといふ人と、庄屯領土とが含まれて居るが、又イルゲンのみがボイゴンとなり、ジュセンのみをボイゴンと考へるやうな場合もあつた。元來このボイゴンは所謂公課を負擔するもので、公課は兵となる事と農工力役等の生産部門とを意味するが、兵たるの公課に任ずるのはジュセン(壯丁)で、彼等は世襲的家柄を保有し、之に反して兵でなくて生産の面を負擔したのがイルゲン(隸民ともいふ)である。故に前例に於て、單に家を没收・家産を沒收といふ時は、ジュセン・イルゲンと共に更にその領地をも含むものとみてよいが、湯古臺を刑した時には、「ジュセンを取り戸を没收した」とあるから、この時の戸はイルゲンと其の働く土地を指すものとなり、單にジュセンの没収といふ時は、兵となる壯丁のジュセンのみを指すとみるべきでなからうか。従つて往々一牛朮のジュセンを取る・五牛朮のジュセンを取るとあるのは、所有する兵力を全部なり一部なり奪ふ事を意味するのであるが、戸を没収といふ時は多く二者と共に土地をも奪はれるので、殆んど凡て奴となつて他に與へられて居るのは、當然の結果に外ならない。かの天聰四年六月阿敏一派の處刑の際にこの事例はよく見られ、又五年二月辛未に、蒙古貝勒を罰して、所屬人民奴僕庄屯を凡て阿濟格に與へたのは、蒙古人の場合であるが、廣義のボイゴンと見るべく、崇德六年三月丁酉や七月乙酉に、諸王の數牛朮戸口を奪ふといふのは、主として牛朮を編成して居たジュセンを指すとみてよく、(但し牛朮にはイルゲンも事實上若干は含まれて居るとみるべきである)、崇德元年六月六日、ウシティ・イルガイを刑して、戸を没収し家奴畜財を牛朮の貧

人に與ふとあるのは、戸は生産面のイルゲンと領地、牛柔は兵たるジュセンと區別すべきであらう。蓋しこのジュセンにせよイルゲンにせよ、何れも戸を構成する分子として被管の地位に在りながら、それ自體は少量とはいへ私有財産を有して居り、所謂奴僕牲畜は直接これに屬して居たものと考へられる。

VII 賜物賞與を奪ふ事

之は一方からすれば家産の一部分である所の物を奪ふ事で、前項に含めてよいのであるが、記錄上特に賜物・賞與を奪ふと見えて居るから、別項にして述る事にする。今其の例を列記するに、次の如き場合を擧げ得る。

殺戮降民の故に賜ふ所の駱駝馬匹牛羊を奪ふ（天聰三年二月庚子）、旗より離れし貝勒を罰して俘獲を奪ひて兵士に賞として與ふ（天聰三年十一月辛丑）、財を求めに行きて得ず散らせたりとて賞與を削る（天聰六年六月二十九日）、馬牛羊を隠して殺し食ひ浪費せる故に賞與を削る（同前）、逃亡者を遁せるにより罰銀賞與を削る（天聰六年九月十九日）、自ら尊大にして他を蔑視する事により、得たる財物を奪ふ（天聰六年七月庚戌）、臨陣不進攻の故に革職賞與を奪ふ（天聰四年六月十三日）、蒙古臺吉を殺し婦女駝馬を擅に取る故に賜物を奪ふ（天聰八年六月辛未）、欽定地界を越え約會の處に到らざる故に所獲の物を奪つて官に入る（天聰八年七月甲午）、家人の越境侵入の罪を隠せる故に俘獲賜物の半を官に入れ半を他に與ふ（崇德四年九月乙丑）。

以上の外他にも其の例はあるが、これ等は戰功によりて賞與されたものを奪ひ、或は俘獲を許されたものを取上るものであつて、武人として又功臣としての榮譽と特權とを失ふのであるから、これ亦大なる不名譽といはねばならない。尙太祖の時に屢々見られた所の「…兩の功を削る」「…兩の檔子を削る」といふやうな記事は、太宗時代に見えないが、右に擧げた例の中に、「賞與を削る」とあるのは、或は之に當るものと言へるのでないかと考へる。

VIII 答刑 附、貫耳鼻の刑

茲に所謂笞刑は滿文老楷に *susiba tantambi* とあるもので、清文鑑に「笞」とあるに當る。太宗實錄には杖・鞭と

いふ文字も見えるが、其の別は未だ十分に無つた如く、其の點に於ては太祖時代と同様と思はれるから、茲には一括して笞とよぶ事とする。但し太祖の時には木（moo）を用ひた例が二三有つた（滿文老檔）が、太宗時代には記録上この例なく、或は笞一種にしたものか、それとも實際にはあつても記録に残らなかつたのではないかと思ふ。尙この刑は各方面各種の罪科に用ひられ、而も革職・解任・罰銀その他の刑と併科されて居た事は、諸例に就て明かに認められ、それに一般的の體刑であつたと言へるのである。

(一) 軍律軍令違反の場合

軍律違反が當時大な罪惡であつた事は言ふ迄もなく、前にも述べたやうな死以下の諸刑が施されたのであるが、同様に笞刑も常に施された。天聰四年六月阿敏等が處刑された時にも其の刑を受けたものあり、次で六年二月二十九日、敵軍回避の爲に、百笞うち、百笞と罰銀、百笞と貫耳鼻、五十笞の代りに罰銀等の事が見え、更に六月二十四日（庚寅）には旗纛より離れたのを罰して、小人を二十七笞うつて耳を刺した事もある。其の他多數の例があるので、今その事由のみを記すに、戦場より逃走の時（笞一百と他刑）、退縮敗退を論じて（笞一百と他刑）、他の部人を己のものとす（笞一百と革職）、軍中 に於る擅の行爲（笞一百と他刑）、沿海偵探に當つて敗退（笞一百と他刑）、俘獲の婦を強奪（笞一百と他刑）、敵を逃して掠奪す（笞一百）、俘獲の看視不十分（笞一百）、攻城失律（笞一百）等が一斑の例として知られる。何れも軍律に違反し又敗退の罪によつて、笞一百か或は笞一百と他刑を併科したもので、これが大體の規定であつたと思はれる。太宗も屢々戒告を出し上諭を下して居り、嚴に軍律違反を取締つたのであるから、右は當然の處置であるが、之は決してさほど重い刑罰とは言へないであらう。尙前にも一言した如く、楯を送らざる故に五十笞の代りに銀十六兩六錢六分を取り、又八十笞の代りに八十兩を取つた事もあり、場合によつては笞刑を罰銀に換へた事も往々あつたと思はれる。

(二) 行獵に關して

之は次に述る如き場合であるが、かくの如く獵に於て處罰される事は、この行獵が單なる遊樂の爲でなく、武技調練・團體訓練の具として重視されて居た事を十分に語るものと考へられる。其の處刑の例として、ジャムバイが鹿を射た時矢が外れて多鐸貝勒の馬下に落ちたるを審理して五十笞うち、獵にて盜をなせる者を八十二笞うち腰を割き、又八十二笞うち耳鼻を刺し、獵に際して民の積薪を強取せるにより二十七笞うち、諸貝勒の前に迎射する者を百笞うち、獵時擅に柴草を奪へる者を三十笞、獵時馬を馳せて貝勒に衝突せる者を八十笞、諸臣に衝突せる者を六十笞、馬を馳せて衝いて御前に倒れたるも箭を與へずして遁走したる者を七十笞、二甲喇が合圍を中斷した爲に獸の逸去せるを以て責任者を三十笞・二十七笞うてる事等が見られる。獵が軍事に準ずるものである以上、右の如き處刑は當然であり、太宗も之に關して屢々戒める所あつた。崇徳七年閏十一月己未に、「罔獵誤射處分例」を定めて、微官は笞一百貫耳鼻・罰銀贖身の刑を科する事とした主旨が奈邊にあるかよく分る。

尙直接獵の事ではないが、天聰三年十一月七日、汗の馬を水飼ひに行きて馬を失へる牧者を五十笞うち、崇徳六年四月甲午、御馬を横領せるにより笞一百と革職籍没にあて、出征の時詐つて買馬を以て後に留つた者を解任一百笞にあてた事等も、馬を大切にした事に因るものであり、他の罪ではあるが自ら獵とも關係ありと言つてよいかと思ふ。

(三) 婦女子に關して

天聰九年七月丁丑、妻の前夫と所生の女との間に姦通の件を生じた時、昂邦章京石廷柱等の職を革めたが、それに連坐したものに笞刑を科し、崇徳元年五月二十八日シルタイが寧古塔にて私に降民の女を娶つたのを罰して笞一百貫耳鼻革職に處し、一年五月乙未、軍中より回りて盛京に入らず私に本屯を過ぎて妻を携ふるにより笞五十解任に處し、三年正月辛未、其の主の爲に他人を殴つて女を奪へる事の故に笞一百貫耳鼻、四年七月乙亥に妻室なき者を恤まず新滿洲に女無きを知りつつ告げざる者を八十笞うち、五年正月戊寅他人の妻に私通した爲、男は功により死を免じて笞一百貫耳鼻革職、女は死に處し、六年二月丙寅には母が家人を携去したる故を以て其の女を笞百に處し、八年八月丙寅には羅託具子の姦通の

件（二者其に死に處す）に關して、情を知りつても告げなかつた者を笞一百貫耳鼻の刑に處した事等が、この例として見られる。之は姦通を禁じ降民を恤み不法行爲を禁止した事、或は女と雖罪あれば赦す所なかつた事を示すもので、貞操觀念薄く柔れ勝であつた社會の一面と、太宗がその惡弊を匡正せんとして居た事をよく語るものと思ふのである。

四 其の他の笞刑の例

○盜に關して、私に果樹を伐り衣服を掠す（笞一百）、物を盜取して明人と交易す（笞一百）、降人の財物を奪ふ（笞八十二）。

○巫・僧に關して、女巫の不敬の言行あるにより死に處した時、その事に預れる下役の者を照例鞭責、杜度貝勒の病氣の時巫人が祈禱せる事の罪に關聯した者を笞一百貫耳鼻・笞一百・笞八十等を科せし事、僧侶が梓宮の前にて旋繞誦經するを妄誕禱求惑衆罔民として笞四十に處して還俗せしめた事。これ等は天聰五年閏十一月庚戌僧巫道士を戒飭した事に應ずるものである。

○糧米に關して、米を中途に留めて盜まれた事を告げざる爲に鞭責貫耳鼻（但し此の時は准折贖とあり）、又糧米を遺棄して約會の處に到らざる爲、革職の上に笞一百貫耳鼻に處し、事の由を八門に榜示して奴とした事等。

○誑奏に關して、誑奏せんとした爲笞一百、坐誑上罪等により解任笞一百折贖、兄及び諸王を給ける故に死の代りに革職笞八十、僞告の故に笞一百貫耳、僞證により笞一百奴となせる事等。

○屍に關して、戰友の屍を見て持ち歸らざる故に笞一百革職に處する事。

○廟祀に關して、上都廢廟を毀てる故に笞一百貫耳、僞祭天・私造浮屠書の故に笞一百貫耳に處せし事等。太宗は屢々寺廟を毀つ勿れと戒めて居る事に自ら應ずるものであらう。

○冊籍の改造に關して、死に處せる外に笞一百貫耳鼻・笞一百革職爲民の刑を科す。

○部人の處置不法に關して、死の代りに百笞うち耳鼻を刺し籍沒す、百笞うつ事等。

○納賄により、笞一百貫耳鼻。

○服喪中の女を娶るにより、男女及び女の父俱に笞一百に擬せられたが、女ののみ笞一百に處せる事。

○賣買に關して、琥珀の賣買仲介の故に笞一百貫耳鼻、關係せる太監を笞五十に處し、又煙草を買へる爲に笞一百革職に處せる事。これは禁に反いて私に賣買した事を罰したもので、所謂統制を紊亂したに外ならぬ。

○飼馬に關して、上命によらずして穀を以て飼馬せる故に笞一百貫耳鼻に處せる事。

○隱匿に關して、壯丁を隠匿せる際鞭刑に處し、又他人の非行を隠匿せる故に笞一百貫耳鼻に處せる事。

以下は滿文老檔に見えるものであるが、

言官に非ずして阿敏貝勒に歸る事を勸説せる者に五十笞、義務を怠れる者に百笞・百笞と貫耳鼻奴となし、他人の功を己の功と偽り告ぐるにより百笞革職、汗を歎く故に革職と五十笞・革職と百笞（代りに罰銀）・百笞うち庶人となし、修城劣悪の故に五十笞、小膽の故に裸にして笞うち、他人を鬪毆せる故に四十笞・百笞、通事が新人を訊問せず連れ來るにより百笞貫耳鼻、等の事がある。

以上の如く笞刑を科したのに雜多の場合があるが、其の多くは貫耳鼻・貫耳（滿文老檔には刺すとあり）・革職解任等が併科されて居る。この耳鼻を貫くとか刺すといふのは、前掲拙稿にも述べたやうに、棒又は矢の如きものを刺すのか、或はそれによつて印をつけることをいふのであつて、太祖の時から存したものである。之は單獨にも行はれて、馬を縱つて禾を食はしむる罪により一耳を穿ち、啓行の日飲酒して遅れたものの耳を貫くといふやうな事もあり、人の身體でも最も目につき易い所であり、往古の黥刑にも比すべきものであるが爲に、順治に入つて廢止されたが、清初の制として特異のものと言つてよい。尙笞うつ數は右の例によつて分るやうに、百が最多の數であつて、以下様々の數があるけれども、二十七といふ如く七の附く場合は少く、凡て十の整數を以て成つて居るから、蒙古族の如き風習は無つたものと解すべきであらう。

これは言ふ迄もなく官職に在るものを罰して職は革め任を解くもので、官吏としてはその待遇を失ひ、又身分權限の降下縮少されるものであるから、甚だ不名誉であり苦痛とした所である。而して是には内規といつたやうなものが有つたのでないかと思はれるが明かでなく、記録上同一種類の場合が少い所からすれば、其の罪に應じてその都度適宜處分したもののがやうに思はれる。左に其の理由原因となつたものを擧げてみよう。

輔導の責を果さず、地位を利用して人の女を娶らんとす、臨陣退縮、旗纛より離る、不諫棄走、怠慢敗走、伏兵に會ひて死者を出す、兵を收めず逃走、士卒統制の能なく事務を譖んぜず、田土を取り別に莊屯を立つ、御前にて拔刃す、財米の盜竊、屍を持ち歸らず、部下の財物を奪ふ、上を歎く、通姦、蒙古房屋を撥給す、逃亡帮助、賭博、鬪毆傷害、諸王に反抗、私に女を娶る、擅に籍を造る、貪淫なる爲、納貯、私に本屯を過ぎて妻を携ふ、弓を擲つ、過失の隠匿等。

以上要するに、軍律違反・竊盜・欺證隠匿・私通・納貯・賭博・違禁貿易・失火・不敬・鬪毆等に大別されるが、官職に在るものとして爲すまじき事をなした場合に科したもので、其の身分と官の高下により様々の場合があつた。尙これには沒收・罰銀・笞刑等が特に併せ科せられて居り、甚しきは奴となし、又幽禁された事は諸例を見る時知られる。

X 土黒勒威勒

太宗實錄を見るに、處々に「罰土黒勒威勒」といふ文字が見えるが、この語は太祖時代には無つた事である。これが處罰の一種である事、及び滿洲語である事は疑ないが、それが何を意味するか、如何なる刑罰であるか、實錄其他に説明する所なく明らかでない。そこで實錄の記事を滿文老檔に當ててみると、天聰六年四月乙未(二十八日)の條に、「論軍中犯令罪」の事あり、其の中に葉臣固山下の人々の罪を論じて、實錄に「該管甲喇額眞博爾山、照失察例。罰土黒勒威勒。來珠・康喀賴亦照例。罰土黒勒威勒。」とあるに對し、老檔では「これを調査せざりし理由を以て甲喇額眞ボルシヤンより處罰する例による罰、ライジュ・カングカライより處罰する例による罰を徵せり」(erebe baiča hakū turgunde

jalan i ejen boršan de tuhere an i weile, laju kangkalai de tuhere an i weile gaimbi) と記し、又崇徳元年十一月五日「甲喇章京ウダハイに處すべき罰を徵す」(滿文老檔) とあり、之に對應する記事は實錄には無いが、同様に譯さるべきものと思れるから、「tuhere an i weile 處罰する例の罰」といふのが、「土黒勒威勒」に當るものである事は疑なく、「所定の通りの罰、條令に照して罰する」といふ意味であらうかと思はれる。蓋し滿洲語 tuhebumbi 「定罪する」(羽田博士編滿和辭典) といふ義があり、之に關係ある語で名詞形と考へられるが、清文鑑刑罰類にはこの語なく、其の形と意味を明かになし得ない。然し恐らく右の如く解して差支ないものでないかと考へる。

而して土黒勒威勒といふ漢字の語は、太祖實錄に見えず、太宗實錄に始めて見えるのであるが、滿文老檔太祖紀によれば、「處罰する例により……の功を削る」といふ記事があり、これがやはり太宗紀の記事と同じ事を指すものと思はれるから、この點からしては太祖の時にも同様の刑はあつたと言へるであらう。但し前掲拙稿に述べたやうに、太祖時代さうであつたにしても、この時はまだ何等か成文化されるやうな事はなかつたが、太宗時代は後述するやうに、此の例——殊に實錄に土黒勒威勒の文字多數あり——が多いから、成文化の傾向が確に有つたのでないか、その點兩時代に差異が認められると思ふ。太宗時代、土黒勒威勒の文字が見えるのは天聰四年以後であるから、或は其の頃に至つて刑法に關する規定雜則が或程度整備され、又多少とも成文を見るに至つたやうな事情があるのでないかと思ふ。但し「處罰する例による罰」といふ以上、罰則全般に亘つて成文化されて居るならば、凡ての處罰をもかかる語を以て表現してもよいのに、實例に就てみれば極めて一部のものに限られて居る以上、言はば輕罪か、性質の單純な罪か、何か特殊の場合の罪が主となつて居る如く、特に法司に於て審理論議し、又太宗の裁斷を仰ぐ如き罪に該當し適用されるものでなかつたといふべきであるまいかと思ふ。次に太宗實錄に見える三十餘件の「罰土黒勒威勒」の中、著しいものを分類して記してみよう。

天聰四年十月辛酉。諭曰。時值編審壯丁。……此編審時。或有隱匿壯丁者。將壯丁入官。本主及牛彖額真廢什庫知情隱匿者。每丁罰銀五兩。仍罰土黑勒威勒。……（之に關係ある固山額貞・牛彖額貞も亦、罰土黑勒威勒とあり）。この記事が記録上最も早く罰土黑勒威勒の語が見えるものであるから、前述する如く若し或種の罰則が成文化されたものとすれば、この時より以前と考へてよいのであらう。

○天聰六年四月乙未（二十八日）の件、前述

○崇徳元年十一月癸卯。定往征明國昌平等處王貝勒公固山額眞等罪。……この中に楊古里額駙の失を貽めて罰土黑勒威勒とあり。

○崇徳二年九月己丑。兵部諸臣の罪を定むる時に、罰宜蓀・古爾布錫土黑勒威勒とあり。

○崇徳四年正月丁亥。錦州城攻撃の際不法の處置に對し、固山額眞馬光遠に罰土黑勒威勒……とあり。

○崇徳四年四月丙辰。定征明失律各官罪の中に、牛彖章京喇巴希を捨てて諸官が走つたのを以て、各罰二個土黑勒威勒と記し、又阿巴泰貝勒が命に反いて守督しなかつたので、罰土黑勒威勒……とあり。二個といふのは二の罰を同時に科した事を言ふのであらう。

○崇徳四年六月丙午。部下の失律に關して、篇古貝子に罰土黑勒威勒とあり。

○崇徳五年七月庚子。阿濟格貝勒の抗違部議と爭論とに對して、上命止罰土黑勒威勒・銀二百兩、とある。

〔口〕朝禮不謹・禁例不遵守等の場合

○天聰七年六月甲申。阿什達爾漢を鈐用御璽勅諭收藏不謹の罪にて罰する時、輕假人之故を以て、罰土黑勒威勒とあります。

○天聰八年二月壬戌。定喪祭焚衣殉葬例の條に、之に反いた際に、該管牛彖額眞及代子章京俱罰土黑勒威勒、婦人の殉夫の際律に違ふ時は、准離本主夫族兄弟各罰土黑勒威勒と規定された事が見える。

○天聰九年八月甲申。撥給蒙古房屋事を以て參政噶布喇塞紐克罰土黑勒威勒とあり。

○崇徳三年七月丁丑。諭禮部曰。：：凡出入起坐。有違誤者。罰土黑勒威勒とあり。

○崇徳四年五月丙子。罰貝勒阿巴泰土黑勒威勒。以上幸演武場時。不在大清門外預候故也とあり。

○崇徳四年五月庚辰。西征諸王が吳拜等を「不以禮遇」の故に罰土黑勒威勒に處す。

○崇徳七年正月丁丑。名號を妄稱し或は名號の失實の者に對し、罰土黑勒威勒と規定す。

○崇徳八年正月戊申。溫泉に於る不法の行に對し、碩託を罰土黑勒威勒・銀一百兩に處す。

○崇徳八年八月丙寅。阿濟格貝勒が病癒えたるも家居して吏部に出仕せざるを罪として、罰土黑勒威勒に處す。

(三) 婦女子に關して

○崇徳三年正月辛未。部下が他人の俘獲せる女を奪へる事に坐して、固山額眞葉臣が罰土黑勒威勒に處せらる。

○崇徳三年十月戊戌。服喪中の女を強ひて娶れる事により、工部參政星内を罰土黑勒威勒に處す。

(四) 狩獵に於る場合

○崇徳三年正月甲申。阿巴泰貝勒が虎を射たるを謗責されて罰土黑勒威勒とあるが、虎は稀少なる爲特に注意を拂はれたものであらうか。

○崇徳三年三月己巳。獵に於て黃羊が逸出せるに對し、甲喇章京席翰等が擅に行圍を絶てるを以て、罰土黑勒威勒に處す。

○崇徳七年閏十一月己未。兵部遵旨定圍獵誤射處分例の中に、誤射之王貝勒貝子公等應拘禁三日。准按品級折罰兩個土黑勒威勒。入官。と定めたことをみる。

(五) 巫に關して

○崇徳三年八月甲午。女巫を招いて祭祀せしめ不法の行あつた那木泰の妻の處刑に關して、其の妻と女巫とは死に處し

たが、關預せる安朱には、罰土黒勒威勒の事があり。

○崇徳五年四月乙亥。阿巴泰貝勒の福晉が問トせしめ、且女を國中・外藩に與へたる事を妄道となして、其の問トの相手となつた黒際盛を、免死罰土黒勒威勒。禁勿雨ト策。と處分したる事。

(六) 盗に關して

○崇徳三年八月丁酉。果園を奪去せるものに對して、罰土黒勒威勒の事あり。

○崇徳七年正月庚子。府庫銀三萬七千兩を盜めるものに關與せる一味の者に、罰土黒勒威勒とあり、尙又

○崇徳六年十二月丁卯の條。張家口に往いて貿易した時、禮親王の銀三百兩を盜んだ和託に對して、罰土黒勒威勒に處した事も、この項に入れてよからう。

以上の諸項が「罰土黒勒威勒」に關して見られる主な例であるが、これ等の記事によつて其の具體的内容は知るを得ない。恐らく先に述る如く、處罰すべき例により罰すといふのであるから、或規定がありそれに照して罰したと思はれるが、場合によつては今日所謂譴責戒飭といったやうな處分の事もあつたらうし、又罰銀革職の如き事もあつたのでないかと考へられる。但し記載の例からすれば、實刑を加へた時は必ず革職笞刑其の他の事を明記して居るのであるから、この時代單に「罰土黒勒威勒」とあるのは、譴責戒飭といふ如き軽い處分が主であつたのではないかと考へられるが尙断定を下し得ない。



以上太宗時代に行はれた處罰を、試みに死罪より士黒勒威勒に及ぶ十項目に分けて、各々其の例を記してみた。固よりこれは全部の處刑の場合を盡したのでなく、太宗實錄と滿文老檔に就て寓目し得た例に關して分類したに過ぎないのであり、これ等が果して條文として如何様に書記されて居たか、或は不文律としても如何に規定されて居たかは、これだけを以て知り得ないのは言ふ迄もない。併しこれだけの處刑の例があり、又其の事由も多岐に亘つて居るのであるから、か

かる内容を不完全にせよ含む如き、或種の規定條例が存したのでないかと想像する事も、全然許されぬ事ではなからうと思ふ。而してこの處罰は諸種の場合に亘つて居り、決して單純なものとは言ふを得ず、太祖時代の處刑に比べる時、其の事由に於ても罰刑に於ても複雑化して居るといつて差支なく、それだけに太宗時代は、一面に於て滿蒙漢諸民族の増加甚しく、一面に於ては社會も進歩し、人智も開けた事の結果であると言へるのであり、この點に於ても清初の發展的傾向を十分に知り得るであらう。尙又かかる犯罪と處罰を對象として、太宗を中心とする清朝爲政者が如何に刑政なるものを考へて居り、又一般國人が犯罪に對し、延いて自己の屬して居る國家に對して、如何なる觀念を有して居たかを判するの資料となるのでないかと考へるのである。

(附記)

本稿は先年或る目的の爲に物したものであるが、たまく終戰前後の混亂のため付印されるに至らず、そのまま筐底に存して今日に及んだものであつて、同じく數年前に企劃されて漸く昨秋刊行されたところの「羽田博士頌壽記念東洋史論叢」に掲載された拙稿「清太祖時代刑政考」と姊妹篇をなすものである。蓋し入關前の清朝は既に多少漢化の傾向ないではなかつたが、大體に於て庶事未だ滿洲的で、國俗風の特色ある制度・風尚に富んで居た。本稿に述るところの刑政もその著しいものの一つであるが、太祖時代に比して太宗時代は幾分かその風が薄れて行つた跡が認められるかとも思ふ。故に前稿と併せてみる時、入關前の清朝刑政の大要を察し得ると思ふので、茲に肯て舊稿に少しく加筆して以て本誌に掲載し、大方の叱正を仰ぐことにした次第である。(昭和二十六年七月一日)